

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市右京区梅津中村町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	舗装道補修工事（梅津緯 5 4 号線他）（その 2）			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	西部土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	432
舗装打換え工	m2	1,650	切削オーバーレイ工	m2	488
排水構造物工	式	1	区画線工	式	1
道路付属物工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、道路舗装の損傷が進行し、車両の円滑かつ安全な通行に支障をきたしていることから、舗装の打換え及び切削オーバーレイを行うものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年8月	
歩掛適用年月	2025年8月	
基準適用年月	2025年8月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	06:舗装工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
舗装工	舗装打換え工	廃路盤材処分 （歩道部, 車道, 路肩部） 【昼間施工】	殻種別：廃路盤材		m3	7,140	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	廃プラスチック類処分 【昼間施工】	廃プラスチック類		kg	20	処分費	

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（梅津緯5 4号線他）（その2）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕			式	1				
道路土工			式	1				
掘削工			式	1				
掘削 【夜間施工】		土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量: 小規模(標準以外)	m3	0.02				
舗装工			式	1				
舗装打換え工			式	1				
舗装版切断 【夜間施工】		舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cm 以下	m	180				
舗装版切断 【昼間施工】		舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cm 以下	m	29				
舗装版破碎 (歩道部) 【昼間施工】		舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:5cm	m2	2				
舗装版破碎 (車道,路肩部) 【昼間施工】		舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:9cm	m2	2				
舗装版破碎(急速施工) (とりこわし掘削積込) 【夜間施工】		舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:9cm	m2	1,650				
殻運搬 【昼間施工】		殻種別:舗装版破碎	m3	0.3				
廃路盤材運搬 (歩道部,車道,路肩部) 【昼間施工】		殻種別:廃路盤材	m3	0.5				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（梅津緯54号線他）（その2）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
廃路盤材処分 （歩道部, 車道, 路肩部） 【昼間施工】	殻種別: 廃路盤材	m3	0.5				
殻運搬 【夜間施工】	殻種別: 舗装版破砕	m3	148				
殻処分 【昼間施工】	殻種別: アスファルト殻	m3	0.3				
殻処分 【夜間施工】	殻種別: アスファルト殻	m3	148				
上層路盤 （歩道部） 【昼間施工】	路盤材種類: 路盤材(砕石各種), 路盤材規格: RC-30, 仕上り厚: 100mm	m2	2				
上層路盤 （車道, 路肩部） 【昼間施工】	路盤材種類: 再生粒度調整砕石 RM-30, 仕上り厚: 160mm	m2	0.4				
上層路盤 （車道, 路肩部） 【昼間施工】	路盤材種類: 再生粒度調整砕石 RM-30, 仕上り厚: 200mm	m2	0.2				
不陸整正 （車道, 路肩部） 【急速、夜間施工】	補足材種類: 再生粗粒度調整砕石 RM-30, 補足材整正厚: 平均30mm	m2	1,650				
基層 （車道, 路肩部） 【急速、夜間施工】	材料種類: 再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚: 50mm, 平均幅員: 3.0m超	m2	1,650				
表層 （歩道部） 【昼間施工】	材料種類: 再生細粒度アスコン(13), 舗装厚: 50mm, 平均幅員: 1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	2				
表層 （車道, 路肩部） 【急速、夜間施工】	材料種類: 再生密粒度アスコン(13), 舗装厚: 40mm, 平均幅員: 3.0m超	m2	1,650				
切削オーバーレイ工		式	1				
切削オーバーレイ 【昼間施工】	平均切削深さ: 7cm以下, 舗設層数: 一層, 段差すりつけ区分: 無, アスファルト材料種類(一層): 再生密粒度アスコン(13)	m2	488				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（梅津緯5 4号線他）（その2）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬(路面切削)	殻種別:アスファルト殻（切削）						
【昼間施工】		m3	20				
殻処分	殻種別:アスファルト殻						
【昼間施工】		m3	20				
排水構造物工		式	1				
側溝工		式	1				
街渠工	現場打街渠板						
【昼間施工】		m	2				
縁石工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り （参考数量）	土質:土砂						
【昼間施工】		m3	0.7				
埋戻し （参考数量）	土質区分:土砂, 土質:土砂						
【昼間施工】		m3	0.2				
縁石工		式	1				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ （切下げ横断部）	ﾌﾞﾛｯｸ規格:京都市8 0型（曲ﾌﾞﾛｯｸ）						
【昼間施工】		m	2				
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ	ﾌﾞﾛｯｸ規格:A種(120×120×600)						
【昼間施工】		m	1				
区画線工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（梅津緯5 4号線他）（その2）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
区画線工			式	1				
溶融式区画線 （車道外側線） 【夜間施工】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 1 5cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	420				
溶融式区画線 （地道色） 【夜間施工】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 2 0cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	96				
溶融式区画線 （車道中央線 実線） 【夜間施工】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 1 5cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	30				
溶融式区画線 （車道中央線 破線） 【昼間施工】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:破線 1 5cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	160				
溶融式区画線 （横断歩道, 停止線） 【夜間施工】		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:セグアラ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	19				
溶融式区画線 （横断歩道あり） 【昼間施工】		施工方法区分:溶融式手動,規格仕様区分:矢印・記 号・文字 15cm換算,塗布厚:1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	1				
溶融式区画線 （横断歩道あり） 【夜間施工】		施工方法区分:溶融式手動,規格仕様区分:矢印・記 号・文字 15cm換算,塗布厚:1.5mm,排水性舗装:無し	箇所	4				
道路付属施設工			式	1				
道路付属物工			式	1				
視線誘導標 【昼間施工】		視線誘導標規格:φ100,両面,施工区分:土中建込 ,施工規模:10本以上30本未満	本	10				
道路付属物撤去工（視線誘導標） 【昼間施工】		施工区分:土中建込,施工規模:10本以上30本未満	本	10				
構造物撤去工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（梅津緯5 4号線他）（その2）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処理工			式	1				
現場発生品運搬		発生材種類:ヘビーH3	t	0.03				
スクラップ 処分		ヘビーH3	t	-0.03				
廃プラスチック類運搬 （積み込み込）		発生材種類：廃プラスチック類	kg	4				
廃プラスチック類処分		廃プラスチック類	kg	4				
仮設工			式	1				
工事用道路工			式	1				
仮設舗装		材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り 平均仕上り厚50mm以下)	m2	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員			人日	20				
交通誘導警備員			人日	64				
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（梅津緯5 4号線他）（その2）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
建設機械運搬費		台	2				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工 事 名 舗装道補修工事（梅津緯54号線他）（その2）

工事場所 京都市右京区梅津中村町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第5条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工事予告看板は2週間前から各行き3箇所以上設置する。
- 2 所轄警察署との協議を踏まえて、施工中の交通規制看板の設置や安全対策を確実に行う。
- 3 迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口及び手前に夜間照明とともに地図等を標示する。
- 4 夜間工事の施工上必要な説明を、自らの責任において行う。監督職員に事前報告の上、説明に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 5 施工中に建築物・工作物、動産等に損傷を与えることが予見できる場合は、後日に所有者等と紛争とならないよう着工前に連絡・調整を行い、文書・写真等で記録を残す。
- 6 本工事は河川区域内での工事であるため、河川管理者との調整・協議に適宜対応する。
- 7 施工手順や時間帯について町内会等の地元説明が必要な場合は発注者に協力する。
- 8 発注者と協議の上、施工手順に応じて必要な範囲の工事ビラの作成及び配布を行う。

第6条（施工時間）

施工時間は設計内訳書において昼間施工と記載あるものは昼間施工、夜間施工と記載あるものは夜間施工とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第7条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容
年末年始 規制	その他道路	12月27日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は 工事区域を拡大してはならない。ただし、 道路の仮復旧等、一般交通に開放するた めの工事はこの限りでない。

第8条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

規制状況	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	交替要員 の有無
夜間（迂回有り）	8名	交通誘導警備員B 8名	無
昼間（片側交互通行）	5名	交通誘導警備員B 5名	無

3 監督職員の確認に関する事項

第9条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

第10条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 1 1 条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（３－１－１－４）の「表 3－１－１ 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（３－１－１－４）の「表 3－１－１ 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
舗装打換え工	表層、基層	基層転圧完了時、不陸整正完了時

第 1 2 条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
切削オーバーレイ工	再生密粒度アスコン(13)	現場密度試験	(3 孔)	
		温度測定 (初期圧前)	随時	
		外観検査 (混合物)	随時	
舗装打換え工	再生密粒度アスコン(13)、 再生粗粒度アスコン(20)	現場密度試験	(3 孔)	
		温度測定 (初期圧前)	随時	
		外観検査 (混合物)	随時	

4 建設副産物に関する事項

第 1 3 条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」

(最終改正平成23年4月1日)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

＜産業廃棄物＞

建設副産物	受入場所	備 考
アスファルト塊 (切削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市西京区榎原芋峠 60-3	設計運搬距離 L = 4.96km
アスファルト塊 (掘削) (昼間、夜間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都府長岡京市勝竜寺近竹 1	設計運搬距離 L = 11.7km
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 78	設計運搬距離 L = 11.7km
廃プラスチック	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 78	設計運搬距離 L = 11.7km

(1) 掘削【夜間施工】にて発生した廃路盤材は、現場内に仮置きし、昼に処分する。

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

スクラップ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市南区吉祥院石原上川原町 6	設計運搬距離 L = 5.2km
-------	--	---------------------

第 14 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 7 年 6 月 1 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

3 その他事項

第15条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の15日前までに提出すること。

第16条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第17条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第18条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

箇所図



本工事施工箇所